

札幌市の医療的ケア児者関連事業一覧

資料3

1 実施中の事業

No.	事業	内容	令和4年度実績 (件数等)	課題・今後の方向性（事業拡充の見込み等）など	所管
1	重症心身障がい児者等受入促進事業	医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等が看護師を配置した場合、その人件費の一部を補助する。	補助件数：11件	①生活介護 ②短期入所 ③共同生活援助 ④児童発達支援（医療型含む）及び放課後等デイサービスの4種の対象サービスがあるが、補助利用実績に偏りがあり、④（児童発達支援及び放課後等デイサービス）が多く、③（共同生活援助）は補助実績がない。	保)障がい保健福祉部 障がい福祉課 運営指導係
2	重症心身障がい児者等地域生活支援事業	医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等を新たに実施又は定員増を図る法人に対し、施設・整備整備や備品購入費の一部を補助する。	補助件数：1件	上記と同じく偏りがあり、③（共同生活援助）は補助実績がない。	
3	障がい者地域生活サービス基盤整備事業	重度障がい者（重症心身障がい児者・医療的ケア児者・強度行動障がい児者）の受入れが可能な生活介護事業所・障がい児通所支援事業所（いずれも短期入所併設）の新築整備費の一部を補助する。	補助件数：1件	令和2年度に障がい児通所支援事業所も補助対象にするように要件を拡大したが、申請実績が生活介護事業所に偏っており、障がい児通所支援事業所の申請が出たことが無い。	
4	グループホーム新築費補助事業	重度障がい者の入所施設からの地域移行を推進するため、グループホーム新設整備費の一部を補助する。	補助件数：1件	令和5年度整備分までは重度障がい者の受入れは選定の際に優先するのみであったが、令和6年度以降の整備については重度障がい者の受入を必須とする（＝要件化する）ことを検討中。	
5	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業	【R元開始】在宅の障がい児者が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる災害対策用品の購入に係る費用の全部又は一部について助成を行う。	助成件数：78件	令和5年1月から4月にかけて、在宅医療用ガス配達会社に協力いただき、在宅酸素の宅配を受けている者にアンケートを実施したところ、制度を活用してもなお非常用電源等が高額であることを理由に購入を断念している者がいたため、助成対象の用品のうちポータブル電源について助成基準額の引き上げを検討している。	保)障がい保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係
6	支援機関サポート医師の配置	【R2開始】障害福祉サービス事業所、学校、保育所等を支援する医師を配置し、相談に応じて受入体制の整備に必要な助言、指導等を行うとともに、受入先の巡回指導を行う。	対応件数：180件	事業継続	保)障がい保健福祉部 障がい福祉課 調整担当係
7	支援者養成研修	【H30開始】医療的ケア児等の支援に必要な専門知識や直接支援の技術に関する専門研修を実施する。	受講者数90人 (累計481人)	事業継続	保)障がい保健福祉部 障がい福祉課 給付管理係
8	公立保育所への看護師配置	【R元開始】市立保育園において保育時間中に常時1名の看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童を受け入れる。	保育体制整備をした園：5施設 入所児童：3名（R5.5月現在）	保育受入時間の拡大、区保育・子育て支援センター（4施設）における受入体制を整備し、受け入れ拡大を検討。私立保育所での受け入れがすすむよう研修等を検討。	子)子育て支援部 子育て支援課 事務係

9	医療的ケア児保育補助事業 (私立保育所の看護師配置等への補助)	【R3開始】看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立保育所に補助を行う。	対応件数：1件(3名)	事業継続(私立保育所での受入状況に応じて補助を実施予定)。	子)子育て支援部 施設運営課 運営係
10	市立幼・小・中・高校への看護師配置	【R2週3回/小中、R4～週5回/全校種】看護師による医療的ケアの実施を希望する幼児児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣する。	配置校数/対象児童生徒数：12校/13人	市立学校に在籍する医ケア児への対応に当たっては、令和4年度末時点において、主に下記のような課題等が確認されている。今後は、これらの解消を図ることができるよう、適宜検討を進めていく方針にある。 (1)修学旅行を始めとした宿泊的行事時(夜間時間帯を含む)における医療的ケアの実施について、左記の看護師配置事業では網羅しきれていないこと。 (2)医ケア児在籍校に対する各種情報や医ケアサポート医師等による専門的な指導助言などの提供・共有について、配置校の増加等の影響から、即時性やいわゆる「タテ・ヨコの連携」が損なわれつつあること。 (3)医ケア児に対する介助(介護)について、教員や介助アシスタントが対応に当たっているが、障がいの程度が比較的に重い児童生徒の場合にあっては、専門的な技能に裏付けられた対応がより望ましいこと。	教)学校教育部 学びの支援担当課 学びの支援係
11	★R5年度から実施 泊を伴う学校行事に係る医療的ケア事業	【R5開始】修学旅行を始めとした宿泊的行事時における医療的ケアの実施に当たり、看護師を同行事に業務委託によって派遣・帯同させ、夜間時間帯も含めた終日的なケアを提供する。	(見込) 配置校数/対象児童生徒数：2校/2人	上述の課題(1)を踏まえ、令和5年度から左記のとおりその解消を図るもの。	
12	★R5年度から実施 札幌市立学校における医療的ケアの実施に係る連絡会議(新たな取組)	【R5開始】医療的ケア児に係る情報・知見や専門機関による指導助言などについて、よりタイムリーかつ効果的な共有・連携を図るため、医ケアサポート医師、看護師配置事業の受託者、市立特別支援学校及び医療的ケア児が在籍する地域一般校の各者が、一堂に会する場としての会議体を設置する。	(見込) 年度1回程度	上述の課題(2)を踏まえ、令和5年度から左記のとおりその解消を図るもの。	
13	放課後児童クラブへの看護師配置	【R2開始(週3回)、R3週5回】医療的ケアが必要な児童を受け入れる放課後児童クラブに看護師を派遣する。	3か所(各クラブ1名) 受入	事業継続	子)子ども育成部 子ども企画放課後 児童係